

ユネスコ無形文化遺産 来訪神：仮面・仮装の神々（登録：2018 年）

Raiho-shin : Ritual Visits of Deities in Masks and Costumes

来訪神行事保存・振興全国協議会 設立 10 周年記念誌



令和 7 年 3 月

来訪神行事保存・振興全国協議会

薩摩川内市／男鹿市／輪島市／能登町／宮古島市
遊佐町／登米市／佐賀市／大船渡市／三島村／十島村

ごあいさつ



来訪神行事保存・振興全国協議会会長

男鹿市長 菅 原 広 二

はじめに、令和6(2024)年に発生した能登半島地震、奥能登豪雨災害においては、構成行事である「能登のアマメハギ」の所在する輪島市、能登町で多大な被害が生じ、多くの住民の方々が被災されました。お見舞い申し上げますとともに、早急なる復興を協議会一同願っております。

平成30(2018)年に「来訪神：仮面・仮装の神々」がユネスコ無形文化遺産に登録されたこと、日本政府をはじめ、ご尽力いただいた皆様には厚くお礼を申し上げます。また、日頃より当協議会の活動に対し、多大なるご支援、ご協力をいただいている会員の皆様、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

さて、平成26(2014)年に当協議会が設立して10周年を迎えました。来訪神行事を構成する自治体、保存会で構成され、各所管県にオブザーバーをお願いしております当協議会は一致団結してユネスコ無形文化遺産登録を目指すこと、各構成行事の保存や継承に資する活動を行い、情報交換、交流の場を設けることを目的に設立されました。同様の行事がある自治体や保存会との交流がいかに心強く、有益なものであるかを感じている次第です。行事の保存や継承にゴールはありません。今を生きる我々は100年先を見据えて、各行事を後世に残せるよう、一致団結して協力体制を構築していく必要があります。今後も我々の未来に向かって進んでいくため、スクラムを組んで協議会活動を推進してまいります。

ごあいさつ



来訪神行事保存・振興全国協議会副会長

輪島市長 坂 口 茂

来訪神行事保存・振興全国協議会設立10周年記念誌の発刊に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

昨年元日に発生した令和6年能登半島地震及び9月の奥能登豪雨に際し、皆様からご支援や温かい励ましのお言葉を多数寄せていただきました。輪島市民を代表して心から御礼を申し上げます。

さて、本協議会設立以来、各地で来訪神行事の保存と振興に取り組んでこられ、2018年には、ユネスコ無形文化遺産として『来訪神：仮面・仮装の神々』が登録されました。我が国の伝統文化の価値が世界的に認められる大きな成果を得ることとなり、これを契機に各地の来訪神行事は地域の誇りとして再評価されるとともに、次世代への継承に向けた取り組みがさらに加速しました。

輪島市においても伝統行事である「アマメハギ」及び「面様年頭」を守り、地域文化を未来につなげる努力を続けており、2度の大きな災害を受けましたが、いずれも本年は実施されております。今後は震災等により維持が困難となりつつある地域コミュニティの再生への支援も行いながら、地域の文化や伝統の継承に努めてまいります。

結びに、本記念誌がこれまでの活動を振り返るとともに、来訪神行事の新たな未来を切り開く一助となることを心よりお祈りしますとともに本協議会のさらなる発展と関係者皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。

例 言

- 1 本書は2014（平成26）年10月に設立された当協議会の10年のあゆみを記録する報告書である。
- 2 年代の表記については、西暦を基本とし、和暦を適宜使用した。人名・組織名等の固有名詞については、当時の呼称を使用し、適宜現在の名称も併記した。また、人名については敬称を省略した。
- 3 掲載写真は当協議会事務局が撮影したもののほか、構成自治体から提供を受けたもので、その権利は提供元にある。
- 4 本書は当協議会の事務局である男鹿市文化スポーツ課が、会員の協力のもと編集を担当した。
- 5 本書の執筆は事務局担当である男鹿市文化スポーツ課の五十嵐祐介が行った。
- 6 本書は600部製本し、構成自治体へ配布した。
- 7 本書の編集にあたり、以下の文献を参照した。

石垣悟 2019「無形文化遺産の保護と観光―「来訪神行事：仮面・仮装の神々」の記載を記念して―」『文化遺産の世界』Vol.34『文化遺産の世界』編集部

伊藤直子 2019a「来訪神行事保存・振興全国協議会のあゆみ」『月刊文化財』666号 第一法規株式会社

伊藤直子 2019b「男鹿のナマハゲの今」『文化遺産の世界』Vol.34『文化遺産の世界』編集部

小林稔 2019「「来訪神行事」の保存と活用」『月刊文化財』666号 第一法規株式会社

守山弘子 2019「「来訪神：仮面・仮装の神々」のユネスコ無形文化遺産登録について」『月刊文化財』666号 第一法規株式会社

男鹿のナマハゲ保存継承協議会 2020『来訪神サミット2020 in OGA』

来訪神行事保存・振興全国協議会 2021『来訪神ガイドブック』

目 次

1 協議会の設立と経過	1
2 ユネスコ無形文化遺産登録	6
3 事業の推進	11
4 文化庁長官表彰	15
5 「来訪神：仮面・仮装の神々」構成文化財	16
6 次の10年に向けて	21
7 協議会規約	22
8 協議会の構成	24



I ■ 協議会の設立と経過

(1) 設立経緯

来訪神行事保存・振興全国協議会は、2014（平成26）年10月3日、男鹿市にて設立総会を開催し発足した。来訪神行事の保存・振興を図るとともに、ユネスコ無形文化遺産登録を目指すことを目的として設立されたものである。発足当初は、8行事（9自治体）であったが、その後、鹿児島県の「薩摩硫黄島のメンドン」、「悪石島のボゼ」の2行事（2自治体）の重要無形民俗文化財指定に伴い、当協議会への加盟を促し、10行事（11自治体）が加盟する団体となっている。さらに、その後、実際に各行事を担っている各保存会からも参画を得ることができ、2024（令和6）年現在の構成となっている（P24）。

当協議会設立経緯の一つとして、複数の文化財を構成要素としてグループ化して提案する方法、及び既に登録されている無形文化遺産を拡張して提案する方法を適用して無形文化遺産登録を目指すための合意形成を行うということがあった。これらの方法は2013（平成25）年の「和紙」の提案時より採用している。2009（平成21）年に既に登録されている「甑島のトシドン」を拡張し、順次指定年月日順に提案を進めていく予定であった「男鹿のナマハゲ」以下、複数の類似文化財をグループ化して提案する準備を促進するため、2014（平成26）年9月に文化庁で開催されたユネスコ無形文化遺産提案に関する打ち合わせの場で、男鹿市から設立を呼び掛けたものである。

(2) 協議会の経過

設立当初の大きな目的の一つである、ユネスコ無形文化遺産登録が達成されたため、現在は、他行事との交流に重点を置き、行事の保存や振興に関わる事業を推進している。既に無形文化遺産登録されていたにも関わらず、拡張提案をご快諾いただき、かつ、当協議会設立に同意、加盟いただいた「甑島のトシドン」関係者の皆様には感謝の一言である。



設立総会の様子（2014/10/3開催）

設立時の会員名簿

◆会員

2014年設立時

行事名	市町村名
甑島のトシドン	鹿児島県薩摩川内市
男鹿のナマハゲ	秋田県男鹿市
能登のアマメハギ	石川県輪島市
	石川県能登町
宮古島のパーントゥ	沖縄県宮古島市
遊佐の小正月行事	山形県遊佐町
米川の水かぶり	宮城県登米市
見島のカセドリ	佐賀県佐賀市
吉浜のスネカ	岩手県大船渡市

◆オブザーバー

県名
鹿児島県
秋田県
石川県
沖縄県
山形県
宮城県
佐賀県
岩手県

協議会の主なあゆみ

ユネスコ無形文化遺産登録関係の主なあゆみ

2009 年
平成 21 年

9 月 30 日

甑島のトシドン（第 1 回提案）が第 4 回政府間委員会（アブダビ・アラブ首長国連邦）においてユネスコ無形文化遺産登録される。

2011 年
平成 23 年

11 月 28 日

男鹿のナマハゲが第 6 回政府間委員会（バリ・インドネシア）において「情報照会」の決定を受ける。

2014 年
平成 26 年

9 月 5 日

文化庁にてユネスコ無形文化遺産提案に関する自治体打ち合わせを行い、ユネスコ無形文化遺産登録へ向けた全国協議会を設立することを男鹿市が提案する。

10 月 3 日

国民文化祭あきた 2014 男鹿市主催事業「全国ナマハゲの祭典」開催に合わせて、来訪神行事保存・振興全国協議会設立総会を男鹿市役所にて開催する（8 行事 9 自治体、オブザーバーに各構成県）。



設立総会の様子（2014/10/3 開催）

2015 年
平成 27 年

11 月 27 日

文化庁にて来訪神行事保存・振興全国協議会担当者会議を開催する。

協議会の主なあゆみ

ユネスコ無形文化遺産登録関係の主なあゆみ

2016 年
平成 28 年

3 月 14 日

ユネスコ無形文化遺産提案書添付用の映像記録 DVD を制作する。

10 月 12 日

文化庁にて来訪神行事保存・振興全国協議会担当者会議を開催する。

3 月

甕島のトシドンを拡張し、全国の 8 行事が「来訪神：仮面・仮装の神々」としてグループ化され、ユネスコ無形文化遺産代表一覧表へ提案される。

6 月

ユネスコ審査件数の上限を上回ったことにより、審査が 1 年間先送りされることが決まる。

2017 年
平成 29 年

2 月 16 日

三島村、十島村が協議会へ加入する（10 行事 11 自治体）。

10 月 5 日

東京都にて来訪神行事保存・振興全国協議会担当者会議を開催する。

11 月 15 日

パンフレット「来訪神：仮面・仮装の神々」を制作する（印刷部数：11,000 部）。

3 月

「来訪神：仮面・仮装の神々」を再提案する。



担当者会議の様子（2017/10/5 開催）

2018 年
平成 30 年

3 月 2 日

9 保存会（甕島のトシドン保存会 / 男鹿のナマハゲ保存会 / 能登のアマメハギ・面様年頭保存会 / 能登町秋吉地区アマメハギ保存会 / 遊佐のアマハゲ保存会 / 米川の水かぶり保存会 / 加勢島保存会 / 硫黄島ハ朔太鼓踊り保存会 / 悪石島の盆踊保存会）が協議会へ加盟する。

9 月 27 日

東京都にて来訪神行事保存・振興全国協議会担当者会議を開催する。

11 月 14 日

2 保存会（島尻自治会 / 野原部落会）が協議会へ加盟する。自由民主党本部の文化立国調査会にて、会長（男鹿市長）がヒアリング対応を行う。

11 月 29 日

パンフレット「来訪神：仮面・仮装の神々」を改訂増刷する（印刷部数：11,000 部）。

11 月 30 日

都道府県会館にて来訪神行事保存・振興全国協議会主催の登録記者会見及び記念レセプションを開催する。

11 月 29 日

「来訪神：仮面・仮装の神々」がユネスコ無形文化遺産に登録される。



登録決定の瞬間 _ 秋田県男鹿市（2018/11/29）

協議会の主なあゆみ

ユネスコ無形文化遺産登録関係の主なあゆみ

2019 年
令和元年

5 月 27 日

文化庁にて来訪神行事保存・振興全国協議会総会を開催する。

12 月 6 日

甕島のトシドン保存会長の苑川託美協議会理事が文化庁長官表彰を受賞する。

5 月 27 日

文化庁にて、ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載認定書伝達式が開催される。



登録記載認定書伝達（2019/5/27 開催）

2020 年
令和 2 年

3 月 26 日

文化庁の令和 2 年度地域文化財総合活用推進事業（ユネスコ無形文化遺産活性化事業）の採択を受ける（採択額：4,398 千円）。

12 月 17 日

男鹿のナマハゲ保存会理事の菅原昇協議会理事が文化庁長官表彰を受賞する。



令和元年度総会（2019/5/27 開催）

2021 年
令和 3 年

3 月

文化庁の令和 2 年度地域文化財総合活用推進事業（ユネスコ無形文化遺産活性化事業）成果である『来訪神ガイドブック』を刊行する（印刷部数：4,100 部、希望自治体負担の増刷分含む）。

4 月 1 日

法人番号を取得する（法人番号：3700150102621）。

12 月 14 日

能登町秋吉地区アマメハギ保存会顧問の天野登協議会理事が文化庁長官表彰を受賞する。

2022 年
令和 4 年

7 月 19 日

1 保存会（吉浜スネカ保存会）が協議会へ加盟する。

12 月 14 日

能登のアマメハギ・面様年頭保存会副会長番場政晴協議会理事が文化庁長官表彰を受賞する。

協議会の主なあゆみ

ユネスコ無形文化遺産登録関係の主なあゆみ

2023 年
令和 5 年

5 月 24 日

来訪神行事保存・振興全国協議会総会を书面開催する。

10 月 4 日

東京都内にて構成行事交流会・担当者会議を開催する。

12 月 19 日

島尻自治会長の宮良保協議会理事が文化庁長官表彰を受賞する。



構成行事交流会・担当者会議の様子（2023/10/4 開催）

2024 年
令和 6 年

1 月 1 日

能登半島地震により、構成文化財である「能登のアマメハギ」関係者に大きな被害が出る。

5 月 14 日

来訪神行事保存・振興全国協議会総会を书面開催する。
※能登地震の影響により 2024 年に男鹿市で開催する予定であった、全国研修会の開催を 1 年延期することとした。

7 月 9 日

文化庁のユネスコ無形文化遺産定期報告書へ情報提供を行う。

10 月 3 日

協議会設立 10 周年を迎える。

12 月 17 日

米川の水かぶり保存会長の菅原淳一協議会理事が文化庁長官表彰を受賞する。

2025 年
令和 7 年

3 月

協議会設立 10 周年記念誌を刊行する（印刷部数：600 部）。

2 ユネスコ無形文化遺産登録

「来訪神：仮面・仮装の神々」はポートルイス（モーリシャス）にて開催された第 13 回無形文化遺産保護条約政府間委員会において、2018（平成 30）年 11 月 29 日午後 4 時 42 分（現地時間：同日午前 11 時 42 分）に採択の決議がなされ、無形文化遺産の保護に関する条約に基づく代表一覧表への登録が決定された（小林 2019）。

2009（平成 21）年に登録された「甕島のトシドン」に 9 行事を追加して拡張登録したものである。「男鹿のナマハゲ」が 2011（平成 23）年 11 月の第 6 回政府間委員会で「情報照会」となって以降、文化庁でのグループ化した提案や既存拡張提案の提案手法の議論を踏まえて、7 年越しの実現である。来訪神行事のユネスコ無形文化遺産登録実現に多大なご協力をいただいた関係各位には厚くお礼を申し上げる。

登録が決議された 2018（平成 30）年 11 月 29 日には構成行事が所在する各自治体で、パブリックビューイングなどが行われ、お祭りムードとなった。さらに翌 11 月 30 日は都道府県会館において、登録記念記者会見を行い、その後、関係者でレセプションを行った。また、翌年の 2019（令和元）年 5 月には、文化庁にて、ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載認定書伝達式が行われ、各行事ごとに認定書を宮田良平文化庁長官（当時）よりいただいた。

その他、構成文化財の所在地各地では登録前後において、行事やイベントなどが開催され、自らの行事の周知を促すとともに、自らの行事を考えていく一つの契機とした。その際には、他地域へ行事を派遣するなど、協議会の利点を活かした交流が進められた。

来訪神 行事とは

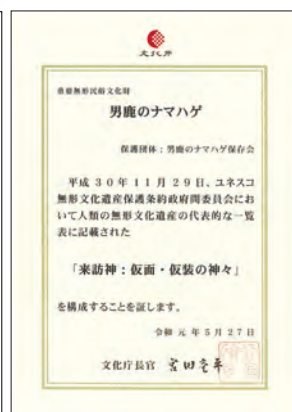
来訪神行事とは、面や被り物、泥などをまとったものが「来訪神」となって、正月などの年の節目となる日に家々を訪れる。

新しい年を迎えるにあたって怠け者を戒めたり、家や人々に幸せや福をもたらしたりする行事。

地域の中で世代から世代へと受け継がれている。

構成文化財名称	所在自治体
甕島のトシドン	鹿児島県薩摩川内市
男鹿のナマハゲ	秋田県男鹿市
能登のアマメハギ	石川県輪島市・能登町
宮古島のバートウ	沖縄県宮古島市
遊佐の小正月行事（アマハゲ）	山形県遊佐町
米川の水かぶり	宮城県登米市
見島のカセドリ	佐賀県佐賀市
吉浜のスネカ	岩手県大船渡市
薩摩硫黄島のメンドン	鹿児島県三島村
悪石島のボゼ	鹿児島県十島村

※重要無形民俗文化財指定順



文化庁長官からの記載証書
※参考：男鹿のナマハゲ保存会宛
(男鹿市提供)

ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載認定書（No. 入りの複製）



登録決定の瞬間 _ 石川県輪島市（輪島市提供）



登録決定の瞬間 _ 石川県能登町（能登町提供）



登録決定の瞬間 _ 山形県遊佐町（遊佐町提供）



登録決定の瞬間 _ 宮城県登米市（登米市提供）



登録決定の瞬間 _ 岩手県大船渡市（大船渡市提供）



登録決定の瞬間 _ 鹿児島県三島村（三島村）



登録記念記者会見の様子（2018/11/30 開催）



登録記念レセプション（2018/11/30 開催）



ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載認定書伝達式（2019/5/27 開催）



登録記念シンポジウム_2019 (薩摩川内市提供)



登録記念シンポジウム_2019 (十島村提供)



ナマハゲしゃべり_2018 (男鹿市提供)



観光客受入旅行商品造成_2018 (男鹿市提供)



登録記念写真展_2018 (男鹿市提供)



来訪神サミット2020 in Oga_2020 (男鹿市提供)



実施状況調査報告書_2021 (男鹿市提供)



輪島市文化会館記念展示_2018 (輪島市提供)



記念講演会_2019 (輪島市提供)



国民文化祭いしかわ_2024 (輪島市提供)



登録記者会見_2018 (宮古島市提供)



登録記念祝賀会_2019 (遊佐町提供)



東北寒ット_2016 (登米市提供)



宮城県教育長へ表敬訪問_2018 (登米市提供)



登録記念祝賀会_2019 (登米市提供)



登録記念シンポジウム_2019 (佐賀市提供)



登録記念式典_2019 (十島村提供)

3 ■ 事業の推進

2018（平成30）年のユネスコ無形文化遺産登録前後で事業の展開を図っている。主に、登録以前は提案準備としての事業推進、登録以後は、構成行事の周知や当協議の活動推進に係るものである。事業推進にあたっては、文化庁補助事業の活用や、協議会構成自治体から負担金をいただいて、事業を行っている。

協議会予算額・決算額の推移
（支出ベース）

単位：円

年 度	決算額	予算額	備考
平成26年度	0	0	
平成27年度	1,836,432	1,836,432	DVD制作
平成28年度	0	0	
平成29年度	487,083	487,083	会議室借上・パンフレット印刷
平成30年度	409,953	409,953	会議室借上・パンフレット印刷
令和元年度	0	0	
令和2年度	3,967,650	3,967,650	文化庁令和2年度芸術振興費補助金
令和3年度	0	0	
令和4年度	0	0	
令和5年度	64,492	155,000	会議室借上等
令和6年度	242,950	244,000	10周年記念誌制作等

（I）協議会総会・担当国会議等の開催



担当国会議の様子（2018/9/27 開催）

【事業年度：2015（平成27）年度から】

北は秋田県から南は鹿児島県まで所在県が分散しており、さらに行事の開催時期も夏季と冬季に分かれているため、主として秋季に中間地点である東京都を中心に集まって交流を深め、会議を開催している。2020（令和2）年から2022（令和4）年までは新型コロナウイルス感染症の影響により、集合しての会議等はいえなかった。

ユネスコ無形文化遺産提案に関する打合せ

開 催 日	2014（平成26）年9月5日
開 催 場 所	文化庁特別会議室
会 議 内 容	(1) ユネスコ無形文化遺産の次々期（平成28年3月時）提案について（文化庁より） (2) 今後の進め方について（文化庁より） (3) その他 ①国文祭「全国ナマハゲの祭典」について（男鹿市より） ②来訪神行事保存・振興全国協議会設立について（男鹿市より）

来訪神行事保存・振興全国協議会設立総会

開 催 日	2014（平成26）年10月3日
開 催 場 所	男鹿市役所 3階 第1会議室
会 議 内 容	（1）来訪神行事保存・振興全国協議会規約（案）について （2）役員選出について （3）ユネスコ無形文化遺産提案への進め方について

来訪神行事保存・振興全国協議会担当国会議

開 催 日	2015（平成27）年11月27日
開 催 場 所	文化庁 5階 502号室
会 議 内 容	（1）DVD「来訪神行事」制作について（事務局より） （2）提案に係る準備等について（文化庁より）

来訪神行事保存・振興全国協議会担当国会議

開 催 日	2016（平成28）年10月12日
開 催 場 所	文化庁特別会議室
会 議 内 容	（1）ユネスコ無形文化遺産再提案について（文化庁より） （2）今後の協議会について（事務局より） ①会員自治体アンケート

来訪神行事保存・振興全国協議会担当国会議

開 催 日	2017（平成29）年10月5日
開 催 場 所	航空会館 901会議室
会 議 内 容	（1）ユネスコ無形文化遺産審査について（文化庁より） （2）協議会の新規加入と規約改正について（事務局より） （3）保存会の加入について（事務局より） （4）今後の協議会について（事務局より） ①平成30年度 ②平成31年度 （5）パンフレット制作について（事務局より）

来訪神行事保存・振興全国協議会会議

開 催 日	2018（平成30）年9月27日
開 催 場 所	航空会館 501会議室
会 議 内 容	（1）ユネスコ無形文化遺産審査について（文化庁より） （2）協議会の新規加入と規約改正について（事務局より） （3）登録記念事業について（事務局より） （4）今後の協議会について（事務局より） ①平成31年度 認定証伝達式等 ②平成32年度以降 ③今後、文化財指定される行事の加入について

来訪神行事保存・振興全国協議会総会

開催日	2019（令和元）年5月27日
開催場所	文化庁 6階 講堂
会議内容	(1) 平成30年度 事業・決算報告（事務局より） (2) 令和元年度 事業計画（案）（事務局より） (3) 令和2年度 協議会開催地について（事務局より）

※以降、令和4年度まで新型コロナウイルス感染症対応のため、会議等を開催せず。

来訪神行事保存・振興全国協議会総会

開催日	2023（令和5）年5月1日
開催場所	書面開催
会議内容	(1) 規約改正（案）について（事務局より） (2) 役員の改選について（事務局より） (3) 令和4年度 事業報告について（事務局より） (4) 令和5年度 事業計画（案）について（事務局より） (5) 令和5年度 収支予算（案）について（事務局より）

来訪神行事保存・振興全国協議会構成行事交流会・担当者会議

開催日	2023（令和5）年10月4日
開催場所	東京都ワイム貸会議室お茶の水
会議内容	(1) コロナ禍、そして近年の実施状況（各行事より） (2) 今後の協議会運営について（事務局より） ①協議会のこれまでの活動 ②協議会の今後の進め方について (3) 令和5年度協議会予算の執行について（事務局より）

来訪神行事保存・振興全国協議会総会

開催日	2024（令和6）年5月14日
開催場所	書面開催
会議内容	(1) 令和5年度 事業報告について（事務局より） (2) 令和5年度 収支決算について（監査報告）（事務局より） (3) 令和6年度 事業計画（案）について（事務局より） (4) 令和6年度 収支予算（案）について（事務局より）



担当者会議後の交流会での記念撮影（2018/9/27 開催）

(2) 来訪神：仮面・仮装の神々 DVD の制作



【事業年度：2015（平成 27）年度】

ユネスコ無形文化遺産提案書への添付用の映像記録として制作したもの。制作時は薩摩硫黄島のメンドン、悪石島のボゼが構成行事となる前であったため、当初の 8 行事のみ収録。各構成行事の自治体が有する記録映像を集約し、一本化したもの。日本語版、英語版をそれぞれ 25 枚制作した。当該 DVD は最終的な登録時には文化庁が制作した 10 行事収録の DVD へと引き継がれた。

(3) 来訪神：仮面・仮装の神々パンフレット



【事業年度：2017（平成 29）年度・2018（平成 30）年度】

構成行事すべてを、来訪神：仮面・仮装の神々として一括して紹介したパンフレット。2017（平成 29）年度はユネスコ無形文化遺産登録前の機運醸成を目的として制作。2018（平成 30）年の登録を期に改訂し、ユネスコ無形文化遺産登録を周知する内容へと改めた。2 度の印刷で 22,000 部印刷し、必要に応じて、各自治体で増刷を図った。2023（令和 5）年度、2024（令和 6）年度には男鹿市が独自に改訂増刷を行った。

(4) 来訪神ガイドブックの制作



【事業年度：2020（令和 2）年度】

構成 10 行事について、行事の様子や特徴等を網羅したガイドブックを制作した。ユネスコ無形文化遺産登録当時の現状を記録し、行事従事者が行事を継承するための教材・資料とするとともに、行事の価値を周知するためのものとし、特に、子ども向けの郷土学習用素材としての活用を視野に入れて、わかりやすい解説を重視した。制作にあたっては、文化庁の令和 2 年度文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）を活用した。

(5) 10 周年記念誌の制作



【事業年度：2024（令和 6）年度】

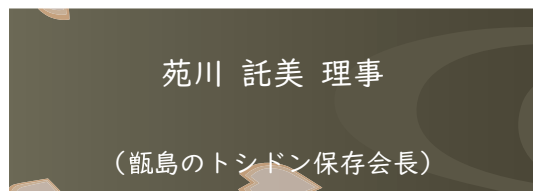
設立から 10 周年を迎えるにあたって、これまでの活動を総括した記念誌を刊行した。

4 ■ 文化庁長官表彰

2019（令和元）年度より、当協議会は文化財の保護に多大な貢献をしている団体として、文化庁長官表彰の対象団体となった。そのため、2019（令和元）年度以降、1名ずつ長官表彰をいただいている。光栄なことであり、今後も構成文化財の保護や継承に努めていきたい。なお、今後も推薦を継続していく予定である。

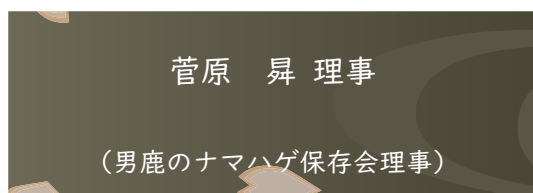
※役職等は表彰当時

令和元年度表彰



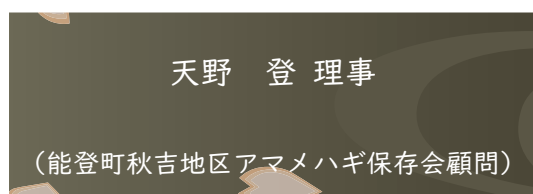
2019（令和元）年度表彰式風景
(薩摩川内市提供)

令和2年度表彰



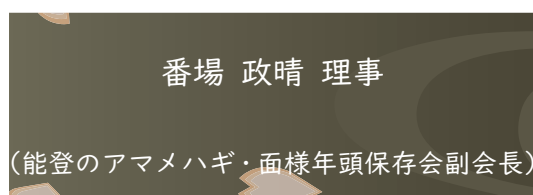
菅原昇理事（男鹿市提供）

令和3年度表彰



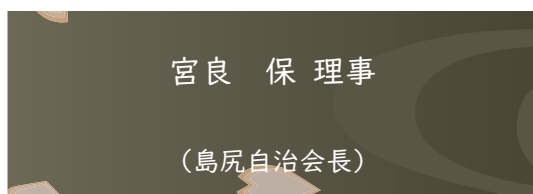
天野登理事（能登町提供）

令和4年度表彰



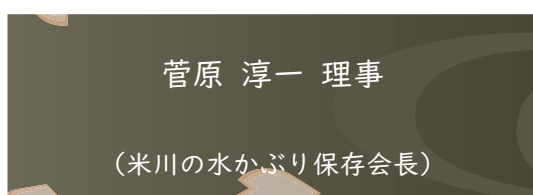
宮良保理事（宮古島市提供）

令和5年度表彰



菅原淳一理事
(登米市提供)

令和6年度表彰



5 ■ 「来訪神：仮面・仮装の神々」構成文化財



甕島のトシドン



鹿児島県 薩摩川内市

開催日：12 月 31 日

鹿児島県本土の西方の東シナ海上に位置する甕島下郷に伝わる行事です。トシドンは「年神様」の化身と言われており、天上界から子どもたちのことを見守っています。大晦日の夜に「首切れ馬」に乗って、従者をしたがえて子どもたちのいる家を訪れます。

「おるか おるか ここに来て障子を開けえ」と大きな声で子どもたちを呼び、その年の子どもたちの行儀に対し、良いところは褒め、悪いことは戒めます。また歌を歌わせたり、踊りを踊らせたりします。最後に来年を良い年で過ごすように約束を交わし、年餅と呼ばれる大きな餅を与えます。この年餅は年置（トシダマ）と呼ばれ、トシドンにもらうことで無事に年一つ取ることができると言われています。

この伝統行事は教育制度のない遠い時代に、文字の読み書きすらできなかった子どもたちを健全に育てるという理念のもとに行われています。



男鹿のナマハゲ



秋田県 男鹿市

開催日：12 月 31 日

男鹿のナマハゲは、男鹿半島全域で行われる行事です。大晦日の晩、集落の青年たちがナマハゲに扮して、「泣ぐ子はいねがー、」などと大声で叫びながら地域の家々を巡ります。迎える家では、昔から伝わる作法により料理や酒を準備して丁重にもてなします。男鹿の人々にとってナマハゲは怠け心を戒め、無病息災・田畑の実り・山の幸・海の幸をもたらす来訪神です。

冬に囲炉裏に長くあたっていると手足にできる火斑を方言で「ナモミ」と言い、怠け心を戒めるため、ナモミを剥ぐナモミハゲが語源と言われています。

ナマハゲは地区ごとに面や衣装、持ち物などが異なることが大きな特徴です。面は、木の皮や彫刻、ザルに紙を張ったもの、紙粘土など様々な素材が使われています。





秋吉アマメハギ（能登町）



皆月アマメハギ（輪島市）

能登のアマメハギ



石川県 輪島市・能登町

開催日

1月2日
輪島市門前町皆月・五十洲 アマメハギ
1月14日・20日
輪島市輪島崎町・河井町 面線面頭
2月3日
能登町秋吉 アマメハギ

能登のアマメハギは、石川県輪島市及び能登町に伝承される、正月もしくは節分に行われる行事です。晩になると、アマメハギと称する神が人里を訪れるとされ、家々を巡り歩き、新春を祝福するとともに地域の災厄を誂います。地域によってはメンサマと呼ぶところもあります。

囲炉裏などで長く暖をとっていると、手足に火ダコができますが、これを当地ではアマメといい、何もしない怠惰の表れと解しています。アマメハギは、そのアマメを罰することによって来るとされ、怠惰を戒めるという意からそう呼ぶようになったといわれます。

アマメハギには、各地区の青年や子供たちが扮しますが、天狗面や猿面など様々な面をつけ、手には包丁を持つなどして各家を訪れ、「アマメを作っている者はいないか・・・アマメー」などと大声で叫び、怠惰を戒めつつ家人に言い聞かせては去っていきます。



(島尻のバントウ)



(野原のバントウ)

宮古島のバントウ



沖縄県宮古島市

開催日

旧暦 9月上旬（島尻）
旧暦 12月最後の丑の日（野原）

バントウとは、お化け、鬼神を意味する言葉であり、海の彼方からやってくるものとされています。宮古島のバントウは、沖縄県宮古島市の島尻集落と野原集落に伝承されており、季節の節目に行われ、毎年旧暦の9月上旬（島尻集落）と、12月最後の丑の日（野原集落）に行われます。その日にはバントウと称する異形の神が巡り歩き、地域とその人々の災厄を払うとされています。

島尻のバントウは3人の若者が、体に藁草（シノキカズラ）を巻きつけ、その上から泥を全身に塗り、頭上にはマータとよぶススキを結んだものを1本挿し、片手には杖、もう一方には仮面をもって顔を隠します。そして、家々を訪れ、集落内を巡り、出会った人々に泥を付けて歩き回り災厄を払います。なかでも新築の家や赤子のいる家では福をもたらすものと歓迎されています。

野原のバントウでは、女性連は頭や腰にクログとセンニンソウを巻きつけ、両手にはヤブニッケイの小枝を持ちます。男の子の中の一人がバントウの面を着け、他の子はお太鼓やほら貝を鳴らします。夕方の祈願の後に集落内の所定の道を練り歩きながら厄を払います。



遊佐の小正月行事(アマハゲ)



山形県遊佐町

開催日：1月3日 女鹿
1月1日 滝ノ浦
1月6日 鳥崎

「アマハゲ」とは、遊佐町吹浦地区の女鹿・滝ノ浦・鳥崎集落に伝わる民俗行事です。「鳥追い」「ホンデ焼き」とともに、正月に行う連の行事として、「遊佐の小正月行事」とされています。この地域では、年初に当たってアマハゲと呼ばれる神々が訪れ、人々に祝福を与え、餅をやりとりするなどして、集落の豊穡を約束します。

アマハゲは、集落の神社で祈禱を済ませ、「ケンダン」という藁を何重にも重ねた藁を身にまとい、各戸を回ります。家に入ると、家主と新年の祝いを交わしたのち、身を揺すりながら大声をあげ、子供や娘、若嫁や若婿などを威嚇します。次に、酒や料理で接待を受けますが、このとき当家とアマハゲの間で餅の授受があります。

冬に囲炉裏にあたってばかりいると、手足に火斑ができることがあります。この火斑のことを方言で「ナマリ」「アマミ」ということから、「アマハゲ」とは「火斑を剥ぐ」という意味であるとされています。遊佐の人々にとってアマハゲは、火斑を剥いで息け心を戒め、勤労を勧めるとともに、厄災を払い、無病息災をもたらす来訪神です。



米川の水かぶり



宮城県登米市

開催日：2月の初午

宮城県登米市東町米川の五日町地区に古くから伝わる火伏せ行事で、毎年2月の初午に行われます。口伝では江戸中期には既に行事が行われていました。地区の男だけが水かぶりの姿になり行事に参加できます。

男達は、裸体の腰と肩に藁で作った「しめなわ」を巻き、「あたま」と「わっか」を頭から被り、足に草鞋を履き、顔に火の神様の印である雷の煤を塗ります。この水かぶり装束を身に着け、男達は神様の使いに化身します。

水かぶりの一団は大慈寺の秋葉山大権現と諏訪森大慈寺跡に祈願します。その後、町に繰り出し家々の前に用意された水を屋根にかけ、町中の火伏せをします。町なかを北上し八幡神社と若草神社に参拝後、更に東西に分かれ火伏せをしながら宿に戻ります。人々は男達が身に付けた「しめなわ」の藁を抜き取り、自家の火伏せのお守りにします。水かぶりの一団とは別に、鐘を鳴らす墨染僧衣のひょっこ（火男）と天秤棒に手桶を担いだおかめが、家々を訪れご祝儀を頂きます。





見島のカセドリ

佐賀県佐賀市

開催日：毎年2月第2土曜日

見島のカセドリは、佐賀県佐賀市蓮池町の見島に伝承される小正月行事（現在は2月第2土曜日に固定）で、神の使いであるカセドリに扮した未婚の青年2名が地区の家々を巡り、新年を祝福します。

雌雄のカセドリ役の2名は、蓑・笠を身にまとい、顔には白手拭いを巻き、手には先端部分を細かく割った長さ約1.8mの青竹を持ちます。

神事は、地区内にある熊野神社で始まります。カセドリは、勢いよく拝殿に走り込み、両膝を付き、体を前にかがめて、持っている青竹を床に激しく小刻みに打ち鳴らします。その後、頃合いを見計らって差し出された盃に注がれた酒を飲み干し、同じ所作を続けます。

神社での神事が終わると、行列を組んで地区内の家々を訪れ、カセドリは、青竹を打ち鳴らします。この竹の音で悪霊を払い、家内安全や五穀豊穡を祈願します。また、各家々で振舞われる酒を飲む時のカセドリの顔を見ることができた年は幸運に恵まれるという言い伝えもあります。



吉浜のスネカ

岩手県大船渡市

開催日：1月15日

小正月の晩、スネカは藁ミノを身にまとい、腰にアワビの殻を下げた姿で、三陸町吉浜地区の家々を巡り歩きます。地域の人々は、子どもたちの健やかな成長を祝福し、豊漁・豊作をもたらす来訪神として、古くからスネカに親しんできました。スネカの独特の風貌や所作は、三陸海岸における来訪神行事を代表するものとして注目されています。

「スネカ」という呼び名は、藁の皮を剥ぐという意味の「スネカワタグリ」が転じたものです。冬の間、仕事をせず囲炉裏に長くあたってると腰に赤い火だこができることから、スネカはこれを剥いで怠け者を懲らしめるといわれています。一年に一度だけ、忽然と現れては去っていくスネカは、豊かな恵みをもたらしつつも時折牙を剥く自然に対して、先人が抱えてきた素朴な畏敬の念を、生きる知恵として今に伝えています。





薩摩硫黄島のメンドン



鹿児島県三島村

開催日：旧暦 8 月 1 日・2 日

薩摩硫黄島のメンドンは、「硫黄島八朔太鼓踊り」の行事日となる旧暦の 8 月 1 日、2 日に現れる仮面神です。「硫黄島八朔太鼓踊り」は、明を歌いながら鉦を叩く「カネタタドン」の周りを、かけ声を発しながら太鼓を叩く 10 名の男子が輪になって踊る勇ましい祭りで、やはり男子が扮するメンドンは、体を茅（カヤ）や藁を編んだ葎で覆い、頭には、背負子を土台に竹ひごで骨組みしたもの紙を貼り黒と赤の模様を施したメンを被った出で立ちで地域内を徘徊し、島では神木として扱われスッペン木と呼ばれる木の枝で観客らを叩き魔を祓う「硫黄島八朔太鼓踊り」のシンボリック存在です。

メンドン（「硫黄島八朔太鼓踊り」）は、その特異性と鹿児島から日帰り出来ない交通事情も手伝って、最も見るのが難しい貴重なお祭りの一つとして知られています。



鹿児島県十島村

開催日：旧暦 7 月 16 日

悪石島のボゼは、異様な容姿をもち、畏くも怖ろしいものとされており、盆の最終日となる旧暦 7 月 16 日の夕刻に現れ、人びとの邪気を追い祓う行事です。

この日、墓地に隣接するテラと呼ぶ空地にて、3名の若者が赤土と墨を塗りつけた仮面を被り、体にはビロウの葉を巻き付け、手足にはシュロ皮やツグの葉を当てがうなどしてボゼに扮します。手には、それぞれボゼマラと称する長い杖を持っています。

夕方、ボゼは呼び太鼓の音に導かれ、盆踊りで人びとが集まる広場に現れます。ボゼは、ボゼマラの先端に付けた赤い泥を撒り付けようと、観衆を追い回します。この泥を付けられると、悪魔祓いの利益があるとされ、特に女性は子宝に恵まれるなどといわれます。

こうして邪気が祓われ、清まった人々の安堵と笑顔が満ちるなか、最後に盆踊りがもうひと踊りされ、以後は夜が明けるまで歌って踊ります。



悪石島のボゼ

6 ■ 次の10年に向けて

2018（平成30）年のユネスコ無形文化遺産登録によって、当協議会結成時の大きな目的の一つが達成された。しかし、ユネスコ無形文化遺産登録は、各構成行事のこれまでの保存や継承の取組が認められた成果ではあるが、ゴールではない。当協議会の設置目的も規約第2条では「我が国の伝統文化である仮面・仮装の「来訪神行事」の保存・振興を図ることを目的とする。」と定めており、その目的を達成し、今後も末永く行事をつないでいくため、保存や継承、そして活用を主眼に置いた活動に取り組んでいきたいと考えている。

これまでは、東京都などに集まり、会議や交流を図ってきたが、これまで以上に行事の保存や振興に資する事業展開を進めていくため、2024（令和6）年からは、各行事の現状や課題を共有し、良いところを自らの行事に活かしていくため、各地持ち回りで研修会を開催することとし、第1回目として、秋田県男鹿市で開催する計画を立てていた。しかし、2024（令和6）年1月1日に発生した能登半島地震の影響により、構成自治体である輪島市、能登町で大きな被害が発生したことを受けて、構成団体で協議の上、1年間延期することとした。そのため、2025（令和7）年以降、順次開催を計画し、各構成行事の交流を図っていききたい。

さらに、2018（平成30）年9月に開催した協議会の会合において、今後新たに文化財指定される行事の加入について協議し、将来、新たに来訪神行事が重要無形民俗文化財指定を受けた際には、積極的に当協議会へ加入の声がけしていくことを確認している。全国で頑張る仲間を増やし、情報交換や各種交流を深めながら、各行事の良いところを参考にして、自らの行事を保存、継承していく相乗効果を生み出していきたい。それが当協議会がなすべき重要な事項であるとし、次の10年を活動していきたい。



7 ■ 協議会規約

令和 5 年 5 月 17 日最終改正

来訪神行事保存・振興全国協議会

(名称)

第 1 条 本会は、来訪神行事保存・振興全国協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 本協議会は、我が国の伝統文化である仮面・仮装の「来訪神行事」の保存・振興を図ることを目的とする。

(活動)

第 3 条 本協議会は、前条の目的を達成するため、会員相互のネットワークを構築し、地域間交流の促進、意見交換の実施、国民や住民の理解促進に向けた情報発信、その他必要な活動を行う。

(組織)

第 4 条 本協議会は、次の各号に掲げる自治体および自治体に所在する行事をする会を会員として組織する。

- (1) 鹿児島県薩摩川内市・甕島のトシドン保存会
- (2) 秋田県男鹿市・男鹿のナマハゲ保存会
- (3) 石川県輪島市・能登のアマメハギ・面様年頭保存会
- (4) 石川県能登町・秋吉地区アマメハギ保存会
- (5) 沖縄県宮古島市・島尻自治会・野原部落会
- (6) 山形県遊佐町・遊佐のアマハゲ保存会
- (7) 宮城県登米市・米川の水かぶり保存会
- (8) 佐賀県佐賀市・加勢鳥保存会
- (9) 岩手県大船渡市・吉浜スネカ保存会
- (10) 鹿児島県三島村・硫黄島の八朔太鼓踊り保存会
- (11) 鹿児島県十島村・悪石島の盆踊り保存会

2 会員の所属する各県をオブザーバーとして置き、協議会への助言・指導を行う。

(役員の定数及び選任)

第 5 条 本協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1 名

2 前項の役員は会員の中から総会において選任する。

(役員の職務)

第 6 条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 理事は、会務を担当し、本会の運営にあたる。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

- 第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第8条 本協議会の会議は、会員の求めに応じ、随時会長が招集する。

(決議)

- 第9条 協議会の決議は、出席した構成員の過半数をもって行う。
- 2 会員が決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(事務局)

- 第10条 本協議会の事務局は、会長の所属する地方公共団体に置く。
- 2 事務局長は会長が任命する。

(委任)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の会務の執行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年10月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年2月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年3月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年11月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月17日から施行する。

8 ■ 協議会の構成

来訪神行事保存・振興全国協議会 会員名簿

行事名	会員名	代表者役職	代表者氏名	協議会役職
甕島のトシドン	甕島のトシドン保存会	会 長	迫田 満男	理 事
	鹿児島県薩摩川内市	市 長	田中 良二	-
男鹿のナマハゲ	男鹿のナマハゲ保存会	理 事	菅原 昇	理 事
	秋田県男鹿市	市 長	菅原 広二	会 長
能登のアマメハギ	能登のアマメハギ・面様年頭保存会	副会長	番場 誠	理 事
	石川県輪島市	市 長	坂口 茂	副会長
	能登町秋吉地区アマメハギ保存会	会 長	橋本 忍	理 事
	石川県能登町	町 長	大森 凡世	-
宮古島のパーントゥ	島尻自治会	会 長	宮良 保	理 事
	野原部落会	会 長	砂川 直紀	-
	沖縄県宮古島市	市 長	座喜味 一幸	-
遊佐の小正月行事（アマハゲ）	遊佐のアマハゲ保存会	理 事	池田 忍	理 事
	山形県遊佐町	町 長	松永 裕美	監 事
米川の水かぶり	米川の水かぶり保存会	会 長	菅原 淳一	理 事
	宮城県登米市	市 長	熊谷 盛廣	-
見島のカセドリ	加勢島保存会	副会長	武藤 隆信	理 事
	佐賀県佐賀市	市 長	坂井 英隆	-
吉浜のスネカ	吉浜スネカ保存会	会 長	岡崎 久弥	理 事
	岩手県大船渡市	市 長	渕上 清	-
薩摩硫黄島のメンドン	硫黄島の八朔太鼓踊り保存会	会 長	徳田 保	理 事
	鹿児島県三島村	村 長	大山 辰夫	-
悪石島のボゼ	悪石島の盆踊り保存会	会 長	有川 和則	理 事
	鹿児島県十島村	教育長	木戸 浩	-

(重要無形民俗文化財指定順)

令和6年12月1日現在

役員任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日

構成自治体の所在する各県がオブザーバーとして参画する



来訪神行事保存・振興全国協議会
設立 10 周年記念誌

来訪神行事保存・振興全国協議会 設立 10 周年記念誌

令和 7 年 3 月

編集・発行

来訪神行事保存・振興全国協議会

〒010-0595

秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1

男鹿市観光文化スポーツ部文化スポーツ課内

TEL : 0185-24-9103 FAX : 0185-24-9200

Mail : bunka@city.oga.akita.jp

印刷

秋田協同印刷株式会社